

小牧市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 8 号

小牧市行政組織規則の一部を改正する規則

小牧市行政組織規則（昭和60年小牧市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「文書法規係」を「文書法規係 契約検査係」に、
「契約検査課 契約検査係
市民税課 税制係 市民税係 を
資産税課 償却資産係 家屋係 土地係」
「課税課 税制係 市民税係 土地係 家屋係」に、「都市交流係 観光
振興係」を「観光交流係」に、「農地係 事業係」を「農地係」に、
「環境対策課 環境政策係 環境保全係 空港対策係
ごみ政策課 ごみ減量推進係 収集美化係 を
ゼロカーボンシティ推進室 ゼロカーボンシティ推進係」
「カーボンニュートラル推進課 環境政策係 に、
環境保全課 保全美化係 空港対策係 」
「市民協働係 支え合いコミュニティ係」を「支え合い協働推進係」に、
「維持係 整理係」を「維持係 用地係」に改め、「用地課 用地係」を
削り、「庶務係 事業係 換地係」を「換地係 事業係」に改め、同条第
2項総務部総務課文書法規係の事務分掌の次に契約検査係の事務分掌とし
て次のように加える。

契約検査係

- (1) 入札参加者の資格審査及び登録に関すること。
- (2) 入札、見積及び契約に関すること。
- (3) 不用物品の処分に関すること。
- (4) 工事の検査に関すること。
- (5) 工事の技術事項の処理基準に関すること。
- (6) 建設技術の研修に関すること。

第3条第2項総務部契約検査課の事務分掌を削り、同項市民税課の事務分掌中「市民税課」を「課税課」に改め、同項総務部市民税課市民税係の事務分掌の次に土地係の事務分掌及び家屋係の事務分掌として次のように加える。

土地係

- (1) 土地の評価並びに土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関

すること。

- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (3) 土地課税台帳に関すること。

家屋係

- (1) 家屋の評価並びに家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 家屋課税台帳に関すること。
- (3) 償却資産の評価及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。
- (4) 償却資産課税台帳に関すること。
- (5) 固定資産に係る評価証明に関すること。
- (6) 特別土地保有税に関すること。

第3条第2項総務部資産税課の事務分掌を削り、同項地域活性化営業部シティプロモーション課都市交流係の事務分掌中「都市交流係」を「観光交流係」に改め、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 観光の振興に関すること。
- (5) 観光関係団体に関すること。
- (6) 空港の利活用の促進に関すること。

第3条第2項地域活性化営業部シティプロモーション課観光振興係の事務分掌を削り、同項地域活性化営業部農政課農業振興係の事務分掌中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 土地改良事業に関すること。
- (6) 農業施設の維持管理に関すること。
- (7) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に係る地籍調査に関すること。
- (8) 林業に関すること。

第3条第2項地域活性化営業部農政課事業係の事務分掌を削り、同項市民生活部環境対策課の事務分掌中「環境対策課」を「カーボンニュートラル推進課」に改め、同項市民生活部環境対策課環境政策係の事務分掌第1号中「企画立案及び推進」を「企画及び調整」に改め、同事務分掌第2号中「こと」の次に「（環境保全課保全美化係が所管するものを除く。）」を加え、同事務分掌第3号を次のように改める。

- (3) カーボンニュートラルの実現に関する施策の総合調整に関すること。

第3条第2項市民生活部環境対策課環境政策係の事務分掌に次の6号を

加える。

- (4) 資源循環の推進に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理の企画及び調整に関すること。
- (6) ごみの減量に関すること。
- (7) し尿処理施設に関すること。
- (8) ごみ及びし尿等に係る処理業者の許可及び指導に関すること。
- (9) 小牧岩倉衛生組合に関すること。

第3条第2項市民生活部環境対策課環境保全係の事務分掌及び空港対策係の事務分掌を削り、同項市民生活部環境対策課の事務分掌の次に環境保全課の事務分掌として次のように加える。

環境保全課

保全美化係

- (1) 自然共生及び自然環境の保全に関すること。
- (2) 公害の調査、相談及び苦情並びに公害防止のための指導及び規制に関すること。
- (3) 電波障害の相談及び苦情に関すること(宅地開発等の指導に係るものを除く。)
- (4) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可並びに改葬の許可に関すること。
- (5) 専用水道及び簡易専用水道の衛生に関すること。
- (6) 合併処理浄化槽に関すること。
- (7) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (8) 有害昆虫等の駆除に関すること。
- (9) 廃棄物に起因する生活環境の保全に関すること。
- (10) 地域美化活動に関すること。
- (11) 環境保全に関する市民団体に関すること。
- (12) ごみの集積場に関すること。
- (13) 委託により行うごみの収集、運搬及び処理に関すること。
- (14) 委託により行う資源の選別等中間処理に関すること。
- (15) 他の係に属しないこと。

空港対策係

- (1) 民家防音その他空港周辺の環境対策に関すること。
- (2) 自衛隊の基地対策に関すること。

第3条第2項市民生活部ごみ政策課の事務分掌及び市民生活部ゼロカーボンシティ推進室の事務分掌を削り、同項健康生きがい支え合い推進部支え合い協働推進課市民協働係の事務分掌中「市民協働係」を「支え合い協働推進係」に改め、同事務分掌第5号を次のように改める。

(5) 地域の支え合い活動に関する事。

第3条第2項健康生きがい支え合い推進部支え合い協働推進課市民協働係の事務分掌に次の3号を加える。

(6) 地域協議会に関する事。

(7) 老人クラブ及び寿学園に関する事。

(8) コミュニティセンターに関する事。

第3条第2項健康生きがい支え合い推進部支え合い協働推進課支え合いコミュニティ係の事務分掌を削り、同項福祉部市民窓口課戸籍係の事務分掌中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項こども未来部こども政策課青少年育成係の事務分掌中第5号及び第6号を削り、同項建設部道路課整理係の事務分掌中「整理係」を「用地係」に改め、同事務分掌に次の5号を加える。

(7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に係る届出及び申出に関する事。

(8) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に係る土地取引に関する事。

(9) 地価公示制度に関する事。

(10) 公共用地の取得及び補償に関する事。

(11) 公共団体、公共的団体等の用地のあつせんに関する事。

第3条第2項建設部用地課の事務分掌を削り、同項都市政策部区画整理課庶務係の事務分掌中「庶務係」を「換地係」に改め、第3号を次のように改める。

(3) 土地区画整理事業の換地及び保留地に関する事。

第3条第2項都市政策部区画整理課庶務係の事務分掌中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 土地区画整理審議会に関する事。

(5) 土地区画整理評価員に関する事。

第3条第2項都市政策部区画整理課換地係の事務分掌を削る。

第4条第1項中「に市民窓口係を置く」を「の事務分掌は、次のとおり

とする」に改め、同項に次の 1 2 号を加える。

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 印鑑登録に関すること。
- (3) 個人番号カードの交付に関すること。
- (4) 在留カード及び特別永住者証明書に関すること。
- (5) 諸証明に関すること。
- (6) 埋火葬の許可に関すること。
- (7) 市税及び税外収入の収納に関すること。
- (8) 公的個人認証に係る電子証明書に関すること。
- (9) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関するもののうち資格申請の受付、資格確認書の交付及び資格確認通知書による通知に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に関するもののうち被保険者の資格申請の受付、資格確認書の交付及び資格確認通知書による通知に関すること。
- (11) 子ども医療に関するもののうち資格申請の受付及び受給者証の交付に関すること。
- (12) その他市長が特に必要と認める事務に関すること。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「福祉部」を「福祉部市民窓口課」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条第 1 項中「第 1 1 号」の次に「。以下「公民館設置条例」という。」を加え、「小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター及び」及び「（以下「市民センター」という。）」を削り、「公民館係」を「市民センター管理課」に改め、同条第 3 項中「健康生きがい支え合い推進部」を「健康生きがい支え合い推進部市民センター管理課」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項に規定する公民館係」を「公民館設置条例第 3 条に規定する小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター及び小牧市味岡市民センター（以下「市民センター」という。）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項に規定する市民センター管理課に管理係を置き、事務分掌は次のとおりとする。

各市民センターの調整に関すること

3 市民センター管理課は、健康生きがい支え合い推進部が所管する。

第 7 条第 1 項中「に、清掃資源係を置く」を「の事務分掌は、次のとおりとする」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (1) ごみの収集及び運搬の実施に関すること。
- (2) 犬、猫等の死体の処理に関すること。
- (3) 資源の選別等中間処理の実施に関すること。
- (4) リサイクルの啓発及び推進に関すること。

第7条第2項を削り、同条第3項中「市民生活部」を「市民生活部カーボニュートラル推進課」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第1項の表中

「

支所 市民センター	所長	上司の命を受け、支所、市民センター、保健センター又はリサイクルプラザの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	所長補佐	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
リサイクル プラザ	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。
	主幹	上司の命を受け、課、保健センター又はリサイクルプラザの事務を分担掌理する。
	副主幹	

」

を

「

支所 市民センター	所長	上司の命を受け、支所、市民センター又はリサイクルプラザの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	所長補佐	上司の命を受け、支所、市民センター又はリサイクルプラザの事務を分担処理し、所長の職務を補佐する。
リサイクル プラザ	主査	
	保健センター	所長
所長補佐		所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

	主幹	上司の命を受け、保健センターの事務を分担掌理する。
	副主幹	
市民センター管理課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。
	主幹	上司の命を受け、課の事務を分担掌理する。
	副主幹	

に改め、同条第2項の表リサイクルプラザの係の項中「リサイクルプラザの係」を「リサイクルプラザ」に、「係の」を「リサイクルプラザの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(小牧市財産管理規則の一部改正)

2 小牧市財産管理規則(昭和39年小牧市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「総務部契約検査課長(以下「契約検査課長」を「総務部総務課長(以下「総務課長」に改める。

第32条及び様式第3中「契約検査課長」を「総務課長」に改める。

(小牧市予算決算会計規則の一部改正)

3 小牧市予算決算会計規則(昭和39年小牧市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、リサイクルプラザ、東部市民センター、北里市民センター、味岡市民センター」を削る。

別表第3総務部市民税課長の項中「総務部市民税課長」を「総務部課税課長」に、「市民税課に」を「課税課に」に改め、同表総務部資産税課長の項を削り、同表地域活性化営業部商工振興課長の項の次に次のように加える。

市民生活部カーボニュートラ	リサイクルプラザ所長	一般廃棄物処理手数料の収納事務
---------------	------------	-----------------

ル推進課長		
-------	--	--

別表第3 市民生活部環境対策課長の項中「市民生活部環境対策課長」を「市民生活部環境保全課長」に改め、同表リサイクルプラザ所長の項を削り、同表東部市民センター所長の項を次のように改める。

健康生きがい支え合い推進部市民センター管理課長	各市民センター 所長	1 市が製作する物品の売りさばき代金の収納事務 2 自主文化事業等の入場料の収納事務 3 各市民センターが主催する講座等の受講料の収納事務 4 施設等使用料の収納事務 5 資料複写代金等の収納事務
-------------------------	---------------	--

別表第3 北里市民センター所長の項及び味噌市民センター所長の項を削り、同表福祉部市民窓口課長の項中「

福祉部市民 窓口課長		を	福祉部市民 窓口課長	各支所所長
---------------	--	---	---------------	-------

」に改め、同表味噌支所長の項、篠岡支所長の項及び北里支所長の項を削る。

(地価公示台帳閲覧規程の一部改正)

4 地価公示台帳閲覧規程(昭和46年小牧市規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小牧市建設部用地課」を「建設部道路課」に改める。

(愛知県地価調査に係る図書閲覧規程の一部改正)

5 愛知県地価調査に係る図書閲覧規程(昭和53年小牧市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(閲覧場所)

第2条 図書の閲覧場所は、建設部道路課とする。

(小牧市環境審議会規則の一部改正)

6 小牧市環境審議会規則(平成15年小牧市規則第7号)の一部を次の

ように改正する。

第5条中「市民生活部環境対策課」を「市民生活部カーボンニュートラル推進課」に改める。

(小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則の一部改正)

7 小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則(平成16年小牧市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「選別等中間処理」の次に「の実施」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とする。